

赤村技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

区分	平均年齢	職員数	平均給与月額 千円	年収ベース (試算値) 千円
赤村	*	1	*	*
うち給食調理員	*	1	*	*
民間	39.9	—	227.0	3057.8

- (注) 1 個人情報保護の観点から、公務員については対象となる職員数が1人又は2人の場合は個人情報が特定されるため、平均給与月額及び年齢の欄をアスタリスク(*)としている。
- 2 民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査(賃金センサス)」の平成16年～平成18年の3ヶ年平均。
- 3 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 4 年収ベースのデータは、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値。
- 5 給料表については、「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する規則」別表第1 行政職給料表(2)を適用、諸手当等については、一般行政職と同様であり、昇給の基準については、「単純な労務に雇用される職員の昇格、昇給等の基準に関する規則」による。

2 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国・県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

3 具体的な取組内容

平成18年4月には、人事院勧告に伴い、国家公務員と同様に給与改定が行われました。

各年度における、人事院及び人事委員会の勧告等と同様となるよう、

適正な給与等への改正を実施します。

平成19年4月現在、技能労務職員（給食調理員）、嘱託及び臨時職員が3名体制で給食調理をしておりますが、今後は新規採用につきまして十分検討しております。

4 その他

赤村では、給食センター調理業務の民間委託をするよりも技能労務職員等による給食を提供することにより、現代の食育問題及び経費削減につながっていると思いますので、現状を維持していく所存です。